

# 令和7年度 第3回 隠岐の島町景観計画策定委員会 議事録

日 時：令和8年3月2日（月）9：00～11：30

会 場：隠岐の島町役場2階 201 会議室

出席者：別紙参照

## 1. 開会

## 2. 委員長あいさつ

委員長：徐々に具体的な内容になってきている。本日は重点区域の基本的な考え方を整理し、委員の皆様と共有ができればと考えている。より詳細なものは次回以降になる。卒業シーズンとなり若い方が島外を離れていくと思われる。そういった方々が帰ってきたときに誇らしい隠岐の島町になるようなまちづくりを進めていきたい。

## 3. 議事

### 1) 資料1～3 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

### 2) 資料1 行為の制限に関する基本的な考え方

### 3) 資料1、4 届出対象行為（案）

#### <意見交換>

八島氏：木竹の伐採について町独自で面積1ha以上として挙げているが、林業事業者全体で話をして、結果をお伝えしたい。

事務局：お願いしたい。

秋田氏：届出対象行為の独自設定については非常に良い取り組みであり、内容についても大体妥当だと考える。広告塔の高さ5mは県の規模よりも下げているとは思いますが、2階建てより少し低いくらいの高さで良いのか、気になった。景観重要公共施設は設定する予定か。

事務局：設定する予定である。

秋田氏：設定するのであれば、橋梁についてはそちらで指定しても良いのではないかと。橋梁は民間で作られる事が多いのか

事務局：隠岐の島町においては橋梁のほとんどが公共として町・県が作っている。

秋田氏：そのような事情であれば景観重要公共施設で良いかもしれない。県が届出対象行為に盛り込んだ意図が不明であるが、他の市町村では景観重要公共施設でガイドラインを設定している所もある。野立ての再エネ施設については町内で問題になる事はあるのか。

事務局：山林を削るような大規模なものは無いが、農地に一定規模のものがある。また、元空港の滑走路に大規模なものがある。町のエネルギー施策の邪魔にならないようにしたい。

秋田氏：再エネについては産業系の施策との衝突をどのように解消していくかが常に問題となっている。一般的にはまぶしさの低減、周囲への植栽など禁止事項ではなく、周囲への影響緩和の方法を検討する事が多い。

桑子氏：林業の話が挙がったが、各方面の事業者への影響は考慮しているか。

事務局：伐採の規模については森林組合へヒアリングを行った。他事業者の意見も聞きながら規模の再設定を検討したい。

委員長：そのほかの規模については提示している内容で事業者から意見を貰っているのか。

事務局：砕石関係事業者へのヒアリングは行ってない。もっと広く意見を集めるべきだと考えているため、今後実施していく。

桑子氏：既設事業の更新と新規事業の立ち上げで区別した届出を作成するべきではないか。

委員長：後半の重点区域について港から見える採石場もエリアに指定するような絵になっている。フェリーから見える場所についてはより細かい規制を立てていく。届出についても検討してもらえれば。

原氏：橋梁や保安施設を重要公共施設に加える事について話があったが、県条例では国・地方公共団体の事業の届出は不要であり、公共事業の景観形成ガイドラインに従って行ってもらうようお願いしている。民間やJRの行為について対象としている。

村上氏：景観資源に漏れがある事については改めて事務局へお伝えする。届出対象行為の塀について3mの基準にした根拠は。油井地区の板塀は基準をはるかに超えている家が存在している。景観計画について説明するにもどういう理由で決めたのか聞いておきたい。

エブリプラン：3mを超えると目線よりも上になり圧迫感があると感じる。米子市が3mと近隣の市町村の中で低めの設定であったため、この数値を提案した。事務手続きは増えるが、景観上問題が無ければそのまま施工してもらえればよい。不都合があれば修正できるのでご意見を頂ければと思う。

桑子氏：他市町村の数値は理由や根拠にならないと思う。実際に隠岐の現状をチェックした上で景観になじんでいるのか、景観に貢献しているのかどうかを大切にしたい。

金坂氏：油井地区や久見地区の板塀については西風から家屋を防ぐために設置している。景観も重要であるが防災の方面も踏まえてまとめてもらいたい。

委員長：届出対象行為等は現状統一的な基準として提案しているが、島全体で基準を変えるのではなく各地区の状況に応じて基準に差をつけるような内容になれば良いと思う。

事務局：ヒアリングの結果の説明をしたが、現在は各地区の代表者に行ったのみである。これから各地区に入って意見を聞き、ブラッシュアップしていく。

角氏：県条例の場合、公共工事は届出対象外との話があったが、隠岐の島町が景観計画を作った際に県が行う工事は町への届出対象になるのか。

原氏：景観計画や条例の中に公共施設も対象にするのであれば、届出は必要になると思われる。

平野氏：木竹の伐採について、1haの伐採を年々行う事は問題ないのか。また届出が無い場合のペナルティはあるのか。

事務局：伐採を行う前に計画立てすると思う。複数の伐採を一度で計画する事もあれば、伐採ごとに計画する事もある。内容によって届出の方法が変わっていくが、むやみやたらに伐採を広げていく事は出来ない。ペナルティについては今後検討する。盛り込むのであれば委員会にて提案する。

楊氏：自然公園法だと皆伐は2haまでとしていて、連続した土地で行う場合は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできないとしている。この内容も計画内で配慮していただければと思う。

原氏：県条例では届出をしない場合の指導については記載をしている。罰則や罰金は記載していないが、景観法の中では罰則・罰金の項目を制定する事が出来るとしている。他市町村でも罰金の項目を制定している所があるため、隠岐の島町でも、罰則・罰金を設けるか検討してもらいたい。

#### 4) 資料1、5 景観形成基準(案)

##### <意見交換>

秋山氏：資料の相違について訂正をお願いする。

事務局：資料が見つらく申し訳ない。資料①は重要なポイントを強調させる意味で色を付けた。一方、資料⑤は県の基準から変更・追加した部分を強調させている。次回

以降注釈を作る等工夫をする。

楊 氏：景観形成基準の建築物の基準の部分について、周囲の景観と調和するように配慮する事とあるが、具体的な基準が無ければ事務局側の判断が難しいと思われる。細かい内規等を設ける予定はあるのか。

事務局：資料としてこれから出していく予定だが、当町ではデザインコードというものを作成している。西郷港周辺を中心に調査を行い、町の色彩や建築物について取りまとめた案である。今後このデザインコードを重点区域に盛り込むのか、それとも景観計画区域のような広い範囲に盛り込むのか事務局で検討している所であるので、今後委員会の中で示して意見を聞いていきたい。

委員長：全島の区域と重点区域に差をつけなければ、かなりの建物が基準不適合になる恐れがある。例えば「店舗の屋根については傾斜屋根を用いること」という基準にしたならば、既存の店舗が修理等を行う場合に予定外の改修が発生するなど、事業者に対して不利な内容になる。民間事業者の利益等を考慮しながら計画を立てる必要がある。

桑子氏：隠岐の島町景観計画の理念は何か。明記した方がよい。

事務局：理念ではなく、目標像としては「大山隠岐国立公園としての魅力を維持・向上し、町民が誇りに思い、訪れる人の期待に応える景観づくりを目指す」というものがある。委員会毎に明記した資料を作成する。

桑子氏：国境離島である沖縄県の国頭村にて景観計画を策定した当時、強力な外部資本の圧力があつた。計画の理念を固める事でこのような外部資本に対抗できた。隠岐の島町での景観計画を定める意義も、国頭村と共通した部分が多いと思う。大山隠岐国立公園という事よりも隠岐固有の魅力は何か表す必要がある。

副委員長：この委員会は迷ったり悩んだりすることが多い。景観は個人の感性の判断が大きいと思う。「けばけばしい」という表現は気持ちとしては理解できるが、感性に関わる部分は言葉の表現が難しい。例えば赤や青などの色を企業のシンボルカラーとしている所があり、どうしても店舗の色に含めたいという意見がある。一方行政は、その色は地域にそぐわないという意見を持っているため、双方の軋轢が生まれる。時間や時代によってまちなみは変わっていく。人の感性や芸術も変化していくので表現を工夫しながら作っていただきたい。

佐々木氏：基準項目④及び⑤について砕石業や林業が該当すると思うが、どちらも外資を稼ぐ代表的な産業である。基準や制限については関係団体と相談し、現実的な方向で整理していただきたい。

## 5) 資料1 重点区域における景観形成の基本的な方針

### <意見交換>

角 氏：3つのゾーンを指定するという事で、空港や西郷港、飯田岸壁などの港湾が位置している。島の玄関口として魅力を高める施策であるため、重点区域に指定される方針は良いと思うが、空港、港湾については安全性が優先される事を留意いただきたい。また、西郷岬ゾーンについては滑走路延長による事業計画を行っている所である。航空法による安全が確保されないような過度な規制を強いるものではない事を示して欲しい。さらに、今後の細かな規制のレベルについては管理者である県と合意を得て欲しい。有木東郷飯田ゾーンについては既存の集落は区域から外しているように見える。同様に飯田岸壁についても重点区域としての規制をする必要はないのではないか。

事務局：景観重点区域として提案しているエリアは、隠岐の玄関口としての風景を一望できる場所であり、守らないといけないと考えている。西郷岬エリアについて、滑走路延長だけではなく、景観を守るために届出制度を設け、施工主と協議をし、景観を損なわない手法を決定していく。臨港地区についても承知しているが、同じ理由として大事な景観を形成している場所であるので、港湾が目指す計画を妨げることなく景観に配慮するためにはどうすれば良いかという協議が行えるように重点区域に入れていきたい。

桑子氏：安全性を訴える団体と景観を遵守する団体との間の衝突を何度も見てきた。結果として双方で協議を重ねて、どちらの意見も尊重した工事となり施工されている。従来の安全と景観どちらが大事かという思考は取っ払う事でうまくいっている市町村を見てきた。隠岐の島町で同じような話になりうるのであれば、対立を克服できるような計画を作って欲しい。

楊 氏：基本的に異論はない。自然公園区域も令和5年度に更新をしているので外側のラインの確認をしていただければ。滑走路については島根県とも対話をしている所ではあるが、そのような場が増える事は嬉しい。重点区域は西郷港周辺に集まっているが、郡部についても将来は指定していけば良いのではないか。

角 氏：届出の対象として水面の物があるが、重点区域の土地ではなく、海域はどのような取り扱いになるのか。

事務局：海域についてどのくらいの範囲まで盛り込むのかという基準の資料は作っていない。現場で距離の想定をし、設定する必要がある。埋め立てについては陸が新しく出来る事なので規制の対象になるべきだが、海上の建造物については検討する必要があるため皆様で良い事例があればご教示いただきたい。

楊 氏：自然公園の海域については普通地域と海域公園地区がある。海域公園地区については浄土ヶ浦や白島が該当している。陸から 1km 以内の海域については届出が義務付けられている。細かい整備については対象外。規制の海域を増やしていく事は漁業者との兼ね合いで出来ていないが、隠岐の島町としてはどのくらいの海域での保全が必要なのか議論出来ればよい。

原 氏：海域に何か設置する事が規制の対象となるかについて今は事例資料を持ち合わせていない。埋め立てなどの行為は国・県がほとんどで届出として上がってくることはない。また、県の場合だと海域についての規制はかかっていないというのが自分の認識である。視点場というものが県の中に盛り込んでいないため、各自自治体で独自で決めていくのかと思う。松江市は視点場から松江城がそのように見えるのかを基準に視点場を計画に盛り込むように考えている。全体が見える視点場と一部が見える視点場と区別し、計画に記載するように更新作業を進めているとのこと。

副 町 長：市町村に海域を指定する力があるのか疑問である。そのあたりを調査する必要があるのではないか。

事 務 局：景観行政断定で計画に盛り込めば規制は可能だと景観法で謳っている。制限の内容について検討は必要。

桑 子 氏：突然変なものが出来ても困るので、届出は必要だと思う。

## 6) 資料1 今後のスケジュール

### <意見交換>

秋 田 氏：概ね良い議論が出来たと思う。景観計画、景観条例というと規制がかかる事を警戒される方がいるが、実際はまちの価値を高めるための重要な手段である。京都市などの景観に配慮したコンビニを見ると、まちづくりを頑張っているという印象を受ける。自治体と企業などが一体となってまちづくりの取り組みを表現できる良いツールとなっているため、隠岐の島町においても他の自治体のように頑張っていたきたい。

## 7. 閉会